

第2期品川区子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するご意見と区のお考え方(提出人数8人、意見数33件)

今回、区民の皆さまから意見をいただいた「第2期品川区子ども・子育て支援事業計画(素案)」は、子ども・子育て支援法第61条第2項により、市町村子ども・子育て支援事業計画で定めることとされている事項についての計画(素案)です。

No.	主な意見の内容	区のお考え方
1	上位計画である長期基本計画が完成する前に、早々と子ども・子育て支援事業計画の意見を求めるということはいかがなものか。また、年末の多忙な時期は避け、広く区民の意見を求める姿勢がほしいです。期間の延長を求めます。	ご意見として承ります。なお、「品川区区民意見公募手続の実施に関する要綱」では意見等の掲出期間は、計画案を掲載した広報紙の発行の日の翌日から起算して14日以上30日以内と定められており、今回は翌日から起算して29日間ご意見を募集しました。
2	基本理念の前提として、子どもの権利条約に沿った子どもの最善の利益を追求する文言を明記するよう求めます。	ご意見として承ります。本計画は子ども・子育て支援法に基づき策定するものでありますが、基本理念を掲げるにあたりましては、児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)とも合致するものと認識しております。
3	計画の基本的な考え方の中に、子どもの権利条約(1994年5月22日発効)に基づいて行うことを明記してください。	
4	「どんな」子どもに育てて欲しいのか、そのためには「どういうまち」であろうとするのが具体的に見えません。示してください。	本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条による子ども・子育て支援事業計画として策定するものであり、「品川区長期基本計画」の部門別計画や、関連する諸計画との整合性を図っています。
5	そのまちの実現のための計画としては、保育・乳幼児施設設置等に偏っており、多様な取り組みが見えません。具体的に示してください。	本計画は子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条による子ども・子育て支援事業計画として策定するものです。関連する基本的な指針では、各年度における教育・保育の提供体制の確保の内容が必須的記載事項として定められていることから保育・乳幼児施設について記載しています。品川区では多様な事業に取り組んでおり、本計画では地域子ども・子育て支援事業として記載しているところです。
6	保育の質の確保、人材確保・育成について具体的にどう取り組もうとしているのか示してください。	品川区の保育・教育の指針である「のびのび育つしながわっこ」に保育の質の確保および人材育成への取り組みを定めており、研修機関である「のびしなプロフェッショナルスクール」を立上げ実践を図っています。人材確保については、国・東京都が認可保育園の配置基準を定めており、職員配置の充実や児童の安全・安心の確保のため、適正な職員配置ができるよう引き続き図ってまいります。私立園に対しては、引き続きキャリアアップ補助金や宿舍借り上げ支援事業による処遇改善を行い、人材確保を支援してまいります。

No.	主な意見の内容	区のお考え方
7	乳幼児施設、屋内事業以外の子どもの成長には欠かせない野外の遊び場や野外で行われている事業について触れられていません。冒険ひろばでの乳幼児事業を記載してください。	ご指摘のありました事業については、関連する「品川区子ども・若者計画」に位置付けられており、頂いたご意見も参考に、今後とも事業の充実に努めてまいります。
8	「子どもの笑顔があふれるまちの実現」のためには、保護者も育っていくことが不可欠と思います。すでに取り組んでいる親育ち講座や他の取り組みの現状、今後についても計画し記載してください。	家庭の養育力・教育力・親育ちのために実施している親育ちワークショップや赤ちゃんとのふれあい事業などの事業は、関連する「品川区子ども・若者計画」に位置付けられており、頂いたご意見も参考に、今後とも事業の充実に努めてまいります。
9	保育所、幼稚園等については、区立以外の認可、認証等の施設が統計化されていますが、地域子育て支援拠点事業、一時預かり等の事業については、隙間を埋めている民間の事業や取り組み(委託事業、補助金事業等)には触れられていません。記載してください。	地域子育て支援拠点事業および一時預かり事業については、地域子ども・子育て支援事業の一部であり、対象の事業について記載しております。
10	就学後の子どもについては、すまいるスクール以外の事業(児童センター、冒険ひろば等)について記載されていないのは、何故ですか？	ご指摘のありました事業につきましては、子ども・子育て支援法第61条第2項により、市町村子ども・子育て支援業計画で定めることになっている事項には含まれておりません。
11	数年後の品川区の児童相談所設置に向け準備に取り込んでおられると思いますが、そのことについて触れないのはなぜですか？	
12	区立児童相談所の開設を早期に実施し、運営については区が直接行ってください。	区立児童相談所については、有識者のご意見も聴きながら、慎重に開設準備を進めています。
13	すまいるスクール機能に、学童保育クラブ機能と利用者数の推移の明記を求めます。	区のすまいるスクールは、放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的に実施しており、計画の中にはその登録児童数等を計上しています。
14	放課後児童育成事業について、すまいるスクールに通う児童数の増加に伴い、学校によっては利用する場所が日々変更を迫られている状況があります。教室に空きがない場合は、校庭にプレハブ設置等、場所の確保をする。併せて、職員の複数配置もされたい。	すまいるスクールの活動場所につきましては、子ども未来部と教育委員会が連携し、課題解決を行ってまいります。また、施設の状況に応じた適切な職員配置を行ってまいります。

No.	主な意見の内容	区の方考え方
15	赤ちゃんふれあい事業の事前学習で、新生児人形を使用していますが、実際に対面する乳児はたいい首がすわっています。少し大きな、4ヶ月児の人形を使用した方が良い事前学習ができると思います。生まれたての大きさの人形を触れることも大切ですが、実際に関わる児の姿に近い方が良いと思います。	ご意見として承り、より良い事業となるよう努めてまいります。
16	乳児期から親子で性教育の機会をつくれませんか？児童センターで企画できないでしょうか？	ご意見として承ります。
17	区立保育園の民間委託はやめられたい。	
18	保育園等において職員配置基準の改善計画がなく問題です。	認可保育園の配置基準については、国・東京都が定めております。職員配置の充実や児童の安全・安心の確保等のため、適正な職員配置を引き続き図ってまいります。
19	認可園に正規の事務職を配置できるように財政措置を行われたい。	認可保育園の配置基準は国・東京都が定めており、児童の安全・安心の確保等のため、区立認可保育園について適正な職員配置を引き続き図ってまいります。私立の認可保育園に対しては、国基準の運営費で非常勤の事務職員の人件費を支給するとともに、区独自の運営費助成で人件費を上乗せしていることから、正規の事務職員を雇用できる経費を支給していると認識しております。
20	認可保育園に通っている兄弟がいると3点上乗せされるが、これは高すぎる配点と感じます。1才児の枠はほぼ兄弟得点のある第2、第3子で埋まり、第1子を認可に入れられなければフルタイム勤務でも認可に入れることはできません。以前区に問い合わせたところ、すでに入園している児童の預け先がないと働けないから高得点加算をしていると聞きましたが、それは第1子を預ける先がないまたは無認可に通わせている人も同じです。認可に入れることができず無認可にしか預けられないことで、保育無償化の影響もあり保育料の差は高額で、非常に不公平を感じています。保育のニーズの受皿を幼保無償化の認可保育園以外でもまかなうなら、認可保育園と同等の扱いとし、金額も同じになるよう補助していただきたい。	区の選考基準で設けている「上の子が在園している場合の兄弟加点」については、国の「優先利用に関する基本的考え方」に基づいて規定しております。また、区では多くの皆さまが利用しやすい保育園を目指し、認可外保育園の保育料について補助金による支援の実施や、認可保育園の開設支援にも取り組んでおります。区民の皆様にご満足いただける保育行政を目指し各種施策を進めてまいります。

No.	主な意見の内容	区の考え方
21	<p>各保育園で保育内容にばらつきがある。保育のみのところもあればリトミック英語なども行う園もある。そのような園は人気集中し、近所であっても入りにくい。無償化で保育料が無料なのに、他では有料のサービスを認可保育園に組み込むのは不公平だと感じます。区は私立認可保育園には何の指導もせず、任せているように感じますが、保育人数などの下限のチェックだけではなく、サービスの内容の上限を決め、区が過剰部分をチェックする、利用者から実費負担をとる等してほしい。認可と無認可両方経営していると認可のしわ寄せが無認可にきていると感じます。</p>	<p>各保育園で同水準のサービスを提供するだけではなく、更なる保育の質の向上を目指すという観点から園独自のプログラムを提供しているケースもございます。私立保育園の保育内容につきましては、基本的な部分については保育所保育指針に基づき実施しておりますが、運営事業者の独自性を活かしたプログラムを展開している保育園もあり、それが私立保育園の良さであると考えております。また、私立保育園に対しては、保育内容にかかわらず、国の基準に基づき児童数から算定した運営費を支給しており、独自のプログラムについては各保育園の自助努力で実施しているところです。認証保育所を含む認可外保育施設のサービスにつきましては、各施設の判断で実施しております。</p>
22	<p>保護者の就労に関わらず、保育を必要とするときにいつでも入園できるように各園に年度途中入園の枠を作ってください。弾力化などの詰め込み保育は質を低下させるのでやめてください。</p>	<p>保育園は法令により、保護者が就労や疾病等のため乳幼児の保育を必要としているときに、保護者に代わって保育する施設のため、保育園を利用する場合は、就労要件等が必要になります。在宅で子育てをしている保護者の方が買い物・通院・リフレッシュ等を行う間、一時的な保育を希望される場合は、生活支援型一時保育等により保護者の就労に関わらず、一時預かりを行っています。定員の弾力化については、入園申請数等の状況を見て適切に対応してまいります。区では保育の質の向上につながる施策として保育人材の確保・研修等を通じた能力向上の取り組みなどを行っています。待機児童がほぼ解消したことも勘案し、総合的に子育て支援施策を展開してまいります。</p>
23	<p>不承諾者数と待機児童数の表記がありますが、隠れ待機児童の問題が不明です。認可保育園を希望し不承諾が届いても待機児童とカウントされない内容も明らかにすべきです。どの子も希望園に入園できるように量の不足を明らかにし、増設計画をたてるべきです。</p>	<p>区では国の基準に沿って待機児童数の定義をしております。また、これまで認可保育園の新規開設等による受け入れ拡大を実現してまいりました。今後も、乳幼児人口の増加や利用希望率の上昇などによる保育ニーズの増大について、認可保育園の新規開設等により対応してまいります。</p>
24	<p>区は保育の受け皿の確保や住民ニーズに沿った多様なサービスの提供として、民間事業者による保育所等への参入が急激に促進された結果、教育・保育内容のチェックが不十分です。品川独自の作成を求めます。</p>	<p>私立認可保育園、小規模・家庭的保育事業者等に対し、法令に基づき指導検査を行うことで、保育の質の確保と保育水準の向上を引き続き図ってまいります。</p>
25	<p>私立保育園で園庭がないケースが増えており、公園が園庭代わりになっている。安心して園児が遊べる公園等を増設していただきたい。</p>	<p>公園整備においては、多様なニーズをとらえつつ、みんなに愛される公園づくりに努めてまいります。また、園庭のない保育園に対する園庭等の整備推進も含め、私立園における保育環境の充実の支援を検討してまいります。</p>

No.	主な意見の内容	区の考え方
26	教育・保育の量の見込みに対し、提供体制では認証保育所等でも確保する旨が記載されています。これは、認証保育所に通っている子どもはそもそも待機児童にカウントされておらず、認証保育所でもかなわれない地域には新たに認可保育園ができません。待機児童数にも入れず、保育のニーズを認証保育所で対応するのであれば、認可保育園と同じ保育金額になるよう、特に3～5才児の補助額を増やしてほしいです。	認証保育所は、認可保育園の待機児童が多い0～2歳児までを補完することを主な目的として運営している施設です。認証保育所を利用する3～5歳児につきましては、一定の要件を満たしている場合、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化の対象となります。これは国の実施する制度で、上限額が37,000円と規定されておりますので、大部分の方がこれまでの助成金制度より増額された額を交付されることとなります。
27	施設により教育・保育内容の格差が生じています。認可施設へと引き上げる計画を求めます。企業主導型保育は職員配置など水準が低く事故が起きています。やめるべきです。	認可外保育施設から認可保育園への移行につきましては、必要となる改修経費等の支援を行っております。移行にあたっては、施設の確保や在園児の処遇など配慮すべき事項が多く、移行を希望する施設それぞれの状況を踏まえて慎重に検討する必要があります。そのため、移行する施設数について、数値目標は設定しておりません。企業主導型保育事業の設置について、区は関与できませんが、ご意見として承ります。
28	子ども・子育て支援給付については、今後も引き続き実施してください。	本計画に基づく施策の着実な実施により、引き続き子育て支援を図ってまいります。
29	幼児期の成長発達に沿った保育を尊重しつつ、学校との連携を進められたい。	保育園・幼稚園児がスムーズに入学するために、小学校入学後の生活や指導方法を見据えて年齢やその時期にふさわしい経験の場を設け、保育者と小学校の教師との相互理解と協働による連携・交流を進めています。また0歳児から就学後までの学びの連続性と基本的な生活習慣の自立について引き続き取り組んでまいります。
30	普通級の先生、校長などにもインクルーシブ教育の事についてしっかり勉強して頂く必要があるように思います。現状では、親御さん、学校側が対立する場面が多く見られる気がします。普通級の先生に支援教育のプロになれとまでは勿論言いませんが、やはり無理解が産む不幸が多いと思います。	教員をはじめ育成指導者に対する研修内容の充実を引き続き図ってまいります。

No.	主な意見の内容	区の考え方
31	<p>品川区では特別支援教育に既に取り組んでいるとのことですが、医療の進歩等により今後ますます特別支援児の増加が見込まれます。</p> <p>そのような状況に対応する為にも、学習支援員、介助員を増員し必要としている全ての子どもに手を差し伸べる環境をつくることが不可欠だと思います。</p> <p>また、インクルーシブ教育が浸透し、様々な子ども達が通常級に進学することも増えてくると思います。</p> <p>最新の療育傾向などの共有も必要ですので、教員への研修時間を増やし、一度で終わりにせず定期的に行ってください。</p> <p>校内で問題が起きた時にすぐに子ども達のケア、対応ができるよう、現在の都カウンセラーだけではなく、区からもスクールカウンセラーの配置をご検討ください。</p>	<p>保育園、幼稚園では、特別支援児の支援等に繋がる人員の確保に努めており、今後も体制の充実を図ってまいります。学校では学習支援員、介助員の増員を検討し支援等の充実にも努めてまいります。また、教育委員会としては、教員をはじめ育成指導者に対する研修内容の充実を引き続き図ってまいります。区でも巡回相談員を配置して、都のカウンセラーと連携しながら学校への助言等を中心に配慮を要する児童、生徒の支援を行なっております。</p>
32	<p>放課後等デイサービスの事業所数が少なく、現在区内の事業所に通っていません。安心安全な福祉計画をして下さい。</p> <p>また、事業所内容が分かる書面を区の担当職員が作るべきです。何を調べるにも親は頭から電話しなきゃいけない苦痛やロスを考えるべきです。事業所のコピーを渡すだけでなくきちんと職員が把握すべきだと思います。</p>	<p>ご意見として承ります。放課後等デイサービスについては、関連する「第5期品川区障害福祉計画・第1期品川区障害児福祉計画」に位置付けられており、頂いたご意見も参考に、学校教育との連携や家庭支援の在り方を踏まえながら引き続き事業の充実にも努めてまいります。</p>
33	<p>無計画な再開発の影響を受け、乳幼児人口も増加し、教育・保育施設の不足と環境悪化が進んでいます。品川区の街づくりに対し、子育て環境を良くしていく立場でこれ以上の人口集中、再開発のまちづくりを見直すよう意見を発信してください。</p>	<p>ご意見として承ります。区内の市街地再開発事業においては、まちの人口増加に伴い、事業箇所によっては適切な規模の教育・保育施設を設置する等、子育て環境等に配慮したまちづくりを進めております。</p>